

山内特許事務所30周年記念セミナー

「知財訴訟・特許実務のこれまでとこれから」

—清水節前知財高裁所長を迎えて—

- 【主催】特許業務法人 山内特許事務所
【日時】2019年9月20日（金）13時～16時30分
【会場】JRクレメントホテル高松 3階 玉藻
【講師】前知的財産高等裁判所所長 弁護士 清水 節 先生

【プログラム】

12:30 受付開始

13:00～ ご挨拶 弊所所長 弁理士 山内 康伸

13:10～ 【基調講演】

前知的財産高等裁判所所長 弁護士 清水 節 先生

14:10～ 【パネルディスカッション】

「知財訴訟・特許実務のこれまでとこれから」

パネリスト 前知的財産高等裁判所所長 弁護士 清水 節 先生

弊所所長 弁理士 山内 康伸

弊所副所長 弁理士 山内 伸

コーディネーター

弁護士・弁理士 小林 幸夫 先生

17:00～ 【懇親会】スカイバンケット シエロ 21階にて



JRホテルクレメント高松
【住所】香川県高松市浜ノ町1-1
【TEL】087-811-1111
087-806-2222 (代表)

2. 進歩性判断の再考 (その6) (山内 康伸)

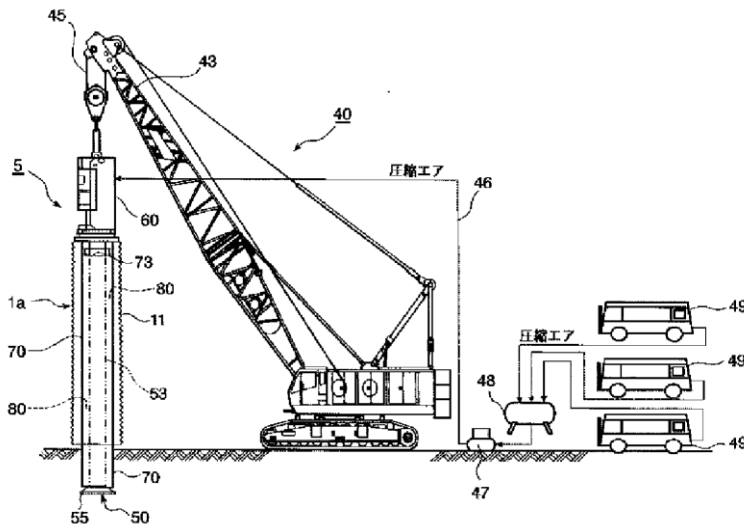
前回までに進歩性判断のロジックをまとめ、ブロック図に表わすところまで検討しました。そこで、今回は具体的な事件のうち、参考になりそうなものを選択して紹介したいと思います。

事例1：知財高判平 28.12.7 [4部] 平成 28 年 (行ケ) 10011 号

引用文献同士の組み合わせの適否を判断したもので、主引例と副引例の目的および使用態様が異なることから、組み合わせの動機付けを欠くとされた事例です。

(1) 本件特許発明

① 特許発明は、掘削機に用いられる掘削土飛散防止装置です。図1を以下に示します。



② 特許発明の目的は、
 i. 掘削によって排土される掘削土が現場周辺に飛散することの防止
 ii. ハンマ使用時における騒音の防止
 にあります。

③ 特許時の特許請求の範囲 (解決手段) は、無効審判中において特許請求の範囲は訂正され、訂正後の特許発明の作用効果は、「ワイヤーの巻き取り・繰り出し操作を通じて蛇腹部分 (筒状部) の伸縮を繰り返すことによって、落下して来る途中で筒状部の内壁に付着した掘削土を効果的に払い落とす。また、ダウンザホールハンマの掘進に伴って筒状部の長さを調整することができるので、蛇腹部分 (筒状部) の下端側が地表上で重なり積もることを防止する。」ことが可能になるというものです。

(2) 無効審判と審決取消訴訟の判断

無効審判では、審判請求は成立しない（進歩性あり）と判断され、その審決取消訴訟でも請求は棄却されました。つまり、進歩性ありの判断が維持されました。

本件事案での進歩性判断は、主引例と副引例の組合せに動機付けがあるかどうか争点となっていました。主引例と副引例における特許発明との一致点と相違点を以下に示します。

[主引例]

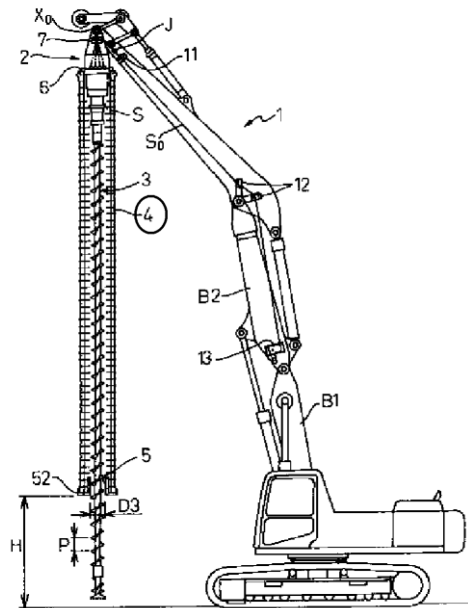
(一致点)

主引例は掘削機です。

掘削された土砂 1 7 は圧縮空気 1 8 によって、ドリルロッド 1 1 とコンクリート杭 1 との間隙間を通過して押し上げられ、ついで、伸縮カバー 3 4 とコンクリート杭 1 との間を通過して落下させられます。

(相違点)

主引例の課題は、中間難掘削層の掘削を容易にすることにあり、堆積した土砂の除去と伸縮カバー 3 4 に関する記載はありません。



[副引例]

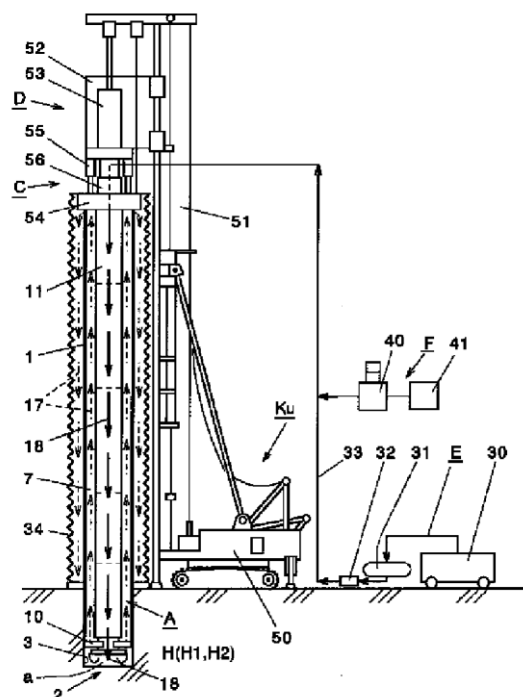
(一致点)

副引例も掘削機です。

(相違点)

ジャバラ筒 4 を備えており、オーガ削孔中は ジャバラ筒 4 の下端 E を地面に対して略所定高さ H に維持します。

その目的は、オーガスクリーナーの上下動にかかわらず、施工中でのジャバラ筒下方での削孔土砂の取除きや、オーガスクリーナー羽根上の土砂の取除きを可能とすることにあります。



(3) 判決

判決は、主引例と副引例の組合わせに焦点を当て、これらを組合せる動機付けはないから、本件特許発明の進歩性は維持される、と判断しました。

組合せの動機付けがない理由は、両引例間の目的および使用態様が相違するという2点にあります。以下に、判決要部を示します。

① 目的の相違

副引例における、「ワイヤーの一端を筒状部の下端近傍に連結し、他端を巻き取り装置に連結させるという構成」は、ジャバラ筒下端と地表との間を所定の高さに保持することにより、堆積土砂の取除きや、オーガスクリーパーの羽根上の土砂の取除き作業を行うためのものである。

主引例には、周囲に堆積した土砂の除去に関する記載はなく、さらには、堆積した土砂の除去作業と伸縮カバーとの関係に関する記載もない。ゆえに、主引例の伸縮カバーは、堆積土砂の取除きや羽根上の土砂の取除き作業を行うことを目的とするということとはできない。

② 使用態様の相違

副引例の掘削土飛散防止装置のジャバラ筒は、削孔作業中、下端と地表との間に所定の高さを有するのに対し、主引例の伸縮カバーは、掘削時、下端が掘削場所の周囲を覆うように設置され、接地しており、使用態様が相違する。

③ 動機付けについて

主引例と副引例とでは、目的が異なり、使用態様も異なるものであるから、副引例の掘削土飛散防止装置を主引例の伸縮カバーに組み合わせようとする動機付けは存しないというべきである。

(4) 本件事案についての感想

課題の相違は、本件発明と引用例との間でも問題となり、引用例同士の間でも問題となります。

本件事案は、後者の例であって、課題（目的）の相違が主副引用例の間にありました。本件事案は、目的（および使用態様）の相違を理由として引用例同士の組合せに動機付けなし（組合せが困難）という判断をしています。

このような進歩性ロジックの立て方も、実務に応用可能な使い勝手のあるものと思います。

以上



3. TPP11 協定に伴う知的財産関連法案の改正について 2

(山内 章子)



前回ご説明した TPP11 協定に伴う知的財産法の改正の概要のうち、著作権法における改正項目「著作物等の保護期間の延長」について、さらに詳しくご説明します。

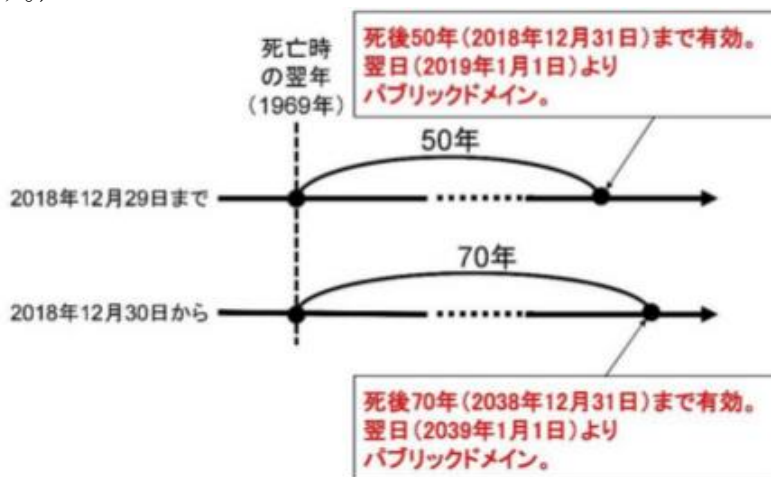
なお、施行日は、TPP11 協定の発効日と同日の平成 30 年（2018 年）12 月 30 日です。著作物等の保護期間は、下記のとおり、50 年から 70 年に延長されることとなりました。

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後 50 年	著作者の死後 70 年
	無名・変名	公表後 50 年	公表後 70 年
	団体名義	公表後 50 年	公表後 70 年
	映画	公表後 70 年(※)	公表後 70 年(※)
実演		実演が行われた後 50 年	実演が行われた後 70 年
レコード		レコードの発行後 50 年	レコードの発行後 70 年

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

(文化庁 HP (<http://www.bunka.go.jp/index.html>) 資料より引用)

この改正により、昭和 43 年（1968 年）以降に亡くなった方の著作物の保護期間について、著作者の死後 50 年から 70 年に延長されることになりました。（ちなみに著作物の保護期間の計算方法は、死亡、公表、創作した年の「翌年の 1 月 1 日」から起算します。）



(文化庁 HP 資料より引用)

例えば、“レオナール・フジタ”の名でも知られる画家・藤田嗣治さんは、昭和43年に亡くなりました。

藤田さんの著作物の保護期間は、改正前は、死後50年後である平成30年12月31日まででしたが、改正後は保護期間が20年延長されたため、死後70年後である2038年12月31日まで引き続き保護されることになります。

なお、すでに保護期間が切れている著作物については、遡って保護期間が延長することはありません。



(藤田嗣治氏。Wikipedia より引用)

以上